

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成31年1月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	20	20	7	52	9	0	108

※上記区分の定義

- 提言:** 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。
- 意見:** 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情:** 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望:** 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談:** 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。
- 問合せ:** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)不動産管理会社の個人情報取扱いについて

私が居住している物件の管理会社は、私が適切に情報更新をしているにもかかわらず、家賃に関する問い合わせを前職場にします。そのため、前職場から連絡が来ることになりとても不愉快な思いをしました。これは不動産管理会社の個人情報管理体制が不十分だからです。このような違法企業に対する行政の考え、また、処分申し立て等はどこにするべきか教えてください。

▶(対応)

日頃より都政に御協力いただきありがとうございます。

都では、過去5年以内の宅地建物取引の中で、宅地建物取引業法上の問題点を確認できた場合に、東京都知事免許の宅地建物取引業者や都内の物件に係る宅地建物取引業務を行った宅地建物取引業者に対して、必要な調査を行い、行政指導等の監督業務を行っております。

しかし、同法の規制範囲は、不動産の賃貸借の場合、新規の賃貸借契約の代理・仲介業務を規制の対象としており、入居後において、宅地建物取引業者が貸主から委託されている建物管理業務を行っている場合等は、同法の規制対象外となります。

今回、御相談いただいた内容は、更新に係る管理業務の問題であり、宅地建物取引業法の規制の対象外であるため、都から本件業者への指導監督権限がないことを御理解いただきたく存じます。

なお、個人情報の取扱いに関する苦情につきましては、国の機関である「個人情報保護委員会」の下記相談窓口宛てに御相談いただきますようお願い申し上げます。

【個人情報保護法相談ダイヤル】

電話番号:03-6457-9849

受付時間:9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

▶(都民の方からの返信)

返信ありがとうございます。個人情報保護委員会の方へも相談させていただきます。ありがとうございました。